

(3) 教育研究評議会**① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

教育研究評議会は、国立大学法人法第21条に則り整備された国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則に基づき、次のとおり本学の教育研究に係る重要事項を審議する。

- i) 中期目標についての意見（国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見）に関する事項（本法人の経営に関するものを除く。）
- ii) 中期計画及び年度計画に関する事項（本法人の経営に関するものを除く。）
- iii) 基本規則（本法人の経営に関する部分を除く。）、学則その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- iv) 教員人事に関する事項
- v) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- vi) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- vii) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- viii) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- ix) その他本学の教育研究に関する重要事項

イ 組織の構成及び構成員等

教育研究評議会は、学長、学長が指名した理事（1人）、副学長、附属図書館長、学系長、専攻長、学長が指名した附属学校長（1人）、学長が指名した教授若干人及び学長が指名した事務系職員若干人で組織されている。教育研究評議会規則において、「監事は、教育研究評議会に出席し、意見を述べることができる。」とされており、毎回、監事に出席を求めている。

② 運営・活動の状況**ア 委員会等の開催状況**

教育研究評議会は、原則、第2水曜日に開催しており、平成29年度においては、26回（第200回～第225回）開催した。

イ 審議された主な事項

主な審議事項は、①大学改革、②副学長の選考、③教員人事（教員の選考等）、④各種機関等との連携協力協定等（十日町市、金沢学院大学、宮古島市教育委員会、産山村教育委員会及びヴォー州教育大学）、⑤平成29年度大学教員人事計画、⑥経営協議会委員の選考、⑦創立40周年記念行事に係る実施計画、⑧平成29年度競争的教育研究資金の配分に係る基準、⑨平成28事業年度に係る業務実績に関する評価、⑩附属学校学級定員の見直し、⑪共同研究の受入れ、⑫平成31年度以降のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシー、⑬学則、校則その他教育研究に係る重要な規則等の制定及び一部改正、⑭平成29年度外部評価の実施、⑮上廣道徳教育アカデミー（寄附研究部門）の設置、⑯大規模災害発生時における関東・甲信越地区国立大学法人等間の連携、⑰平成30年度年度計画、⑱大学教員表彰制度の創設、等であった。（各回議題は、第三章 資料編－1 管理運営－（4）教育研究評議会 議事要旨 参照）

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

今年度は特に大学改革について、大学改革推進委員会の検討結果等を適宜報告・審議し、重点的な検討を行った。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

教育研究評議会は、関係法令及び本学規則等に則り設置・運営されており、十分な成果を上げている。特に、教員及び事務系職員が一体となった大学運営の観点から、役員、教員及び事務系職員で教育研究評議会を構成している。なお、監事及び学長特別補佐に毎回出席を求め、意見を聴取しているため、本学の運営に関し多様な意見が反映されている。